

○奥州市空家等の適正管理に関する条例

平成30年 9 月28日

条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全及び安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、法第5条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第4条第1項の規定に基づき、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(立入調査)

第5条 市長は、法第9条に定めるもののほか、第12条の規定の施行に必要な限度において、その職員又は委任した者に、現地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 市長は、前項の規定によりその職員又は委任した者に立入調査をさせようとするときは、当該空家等の所有者等に対しその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(所有者等による空家等の適切な管理の推進)

第6条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の共有、助言その他必要な援助を行うものとする。

(管理不全空家等の認定等)

第7条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にある空家等を管理不全空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により管理不全空家等を認定したときは、遅滞なく、所有者等に次条に定める指導を付して通知するものとする。

3 市長は、認定した管理不全空家等が、必要な措置によりその状態が改善され、管理不全空家等に該当しない状態になったと認めるときは、遅滞なく、当該認定を解除するものとする。

(管理不全空家等に係る指導)

第8条 市長は、法第13条第1項の認定に基づき、管理不全空家等に認定した空家等の所有者に対し、法第6条第2項第3号に規定する事項に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に係る勧告等)

第9条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大いだと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた管理不全空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を撤回するものとする。

(特定空家等の認定及び取消し)

第10条 市長は、空家等が特定空家等に該当すると思料するときは、法第9条の規定による調査を行い、当該空家等が特定空家等であると認められるときは、特定空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ第14条に規定する奥州市空家等対策協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により特定空家等と認定したときは、遅滞なく、当該特定空家等の所有者等に対し、通知するものとする。

4 市長は、特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより、当該特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認められるときは、当該認定を取り消すものとする。

(公表)

第11条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、期間を定めて、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 当該命令の対象となった特定空家等の所在地

(3) 当該命令の内容

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(応急措置)

第12条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に損害を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合であって、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

- 2 市長は、応急措置を行ったときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該通知を受けるべき所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、当該告示の日から2週間を経過したときに当該通知があったものとみなす。

- 3 市長は、応急措置を行ったときは、当該措置に係る空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(空家等対策計画)

第13条 市長は、空家等の適正な管理及び活用に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定に基づき、奥州市空家等対策計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 計画には、法第7条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 3 市長は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策協議会)

第14条 法第8条第1項の規定に基づき、奥州市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の策定及び変更並びに実施に関すること。

(2) 特定空家等の認定に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第15条 協議会は、市長のほか、委員15人以内をもって組織し、市長を除く委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 市長を除く委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 3 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は、市長をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、副会長は、会長を補佐する。

- 5 協議会は、所掌事項の推進に必要な調査、検討等を行わせるため、協議会が指名する者をもって構成する専門部会を置くことができる。

第16条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第17条 協議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(空家等管理活用支援法人の指定)

第18条 市長は、法第23条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該指定をした支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、法第23条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の監督等)

第19条 市長は、法第24条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第25条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市長は、支援法人が法第24条各号に掲げる業務を適切かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 3 市長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、法第25条第3項の規定により、前条第1項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

(支援法人への情報の提供等)

第20条 市長は、法第26条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、法第26条第2項の規定により、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。
- 3 前項の場合において、市長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、法第26条第3項の規定により、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個

人をいう。)の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、法第26条第4項の規定により、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日条例第8号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。